

◎新潟県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
笹川信子	ささがわ信子後援会	R8.05.23

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
入村明	入村明後援会	R7.12.31